

**補助金** 中小企業者（製造業者）等のみなさまへ

# 令和7年度 鹿児島市 「メイドインかごしま」 支援事業

経営力強化 や 製品等の販路拡大にかかる  
経費の一部を助成します（先着順）。

- 設備導入
- 事業承継
- 社員研修
- 特許権
- 商標権
- 知的財産権
- 新製品開発
- 試験検査費
- デザイナー委託
- クラウドファンディング
- 販促デザイン費
- 海外用商品製作
- 翻訳料
- 販路拡大
- 商談会出展
- 旅費
- 運搬料
- 越境EC
- 海外向け広告 など

市産業支援課ものづくり係Instagram  
(@made\_in\_kagoshima)



「メイドインかごしま」支援事業  
(市ホームページ)



【お問い合わせ】  
鹿児島市産業支援課ものづくり係  
〒892-8677 鹿児島市山下町1-1番1号  
みなと大通り別館5階  
TEL：099-216-1323 / FAX：099-216-1303  
メールアドレス：san-monoduku@city.kagoshima.lg.jp

## 1. 生産性向上支援事業

支援内容	補助率	対象・限度額	補助対象事業	補助対象経費
製品開発促進 設備導入事業	1/2	個別企業 30万円/件	生産性向上に資する設備導入 〈条件〉 設備導入後1年以内に、 導入設備を用いて新製品 開発を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>高付加価値化又は省力化を目的とした設備導入費</li> <li>〈条件〉</li> <li>労働生産性の伸び率が3%以上であること</li> <li>鹿児島県よろず支援拠点に事前相談し、計画内容の実現性を確認していること</li> <li>〈補助対象外〉</li> <li>原材料、消耗品の購入に係る経費</li> <li>リース取引によるリース料</li> <li>既存設備等の撤去、修理又は改修に係る経費</li> <li>中古品（個人から購入した場合も含む）</li> </ul>
設備投資支援 事業		個別企業 20万円/件	生産性の向上に資する設備導入	

## 2. 経営力強化事業

支援内容	補助率	対象・限度額	補助対象事業	補助対象経費
事業承継* ・人材育成 支援事業	1/2	個別企業 又は グループ 20万円/件	ア. 事業承継に関する取組*	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業承継に係る専門家に対する謝金、委託料（コンサルティング費用、デューデリジェンス費用等）</li> </ul>
知的財産権等 取得支援事業			イ. 技術の習得又はその向上を目的とした社内研修や派遣研修等	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修会等開催経費</li> <li>研修会等派遣経費</li> <li>訓練機関等への派遣経費</li> </ul>
			特許権、実用新案権、意匠権、商標権(国外における権利も含む)の取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁理士費用</li> <li>翻訳料</li> <li>出願料、登録料、特許料等</li> </ul>

## 3. 新製品等支援事業

支援内容	補助率	対象・限度額	補助対象事業	補助対象経費
新製品等 開発事業	1/2	個別企業 又は グループ 20万円/件	新製品、新技術の開発 既存製品、技術の改良等 ふるさと納税返礼品候補 となる新製品の開発、既 存製品の改良	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験及び検査等に要する経費</li> <li>試作品等の製作に要する経費</li> <li>専門家に対する謝金</li> <li>市場調査に要する経費</li> <li>デザイナーに対する委託料、謝金等の経費</li> <li>意匠権等の取得に要する経費</li> <li>クラウドファンディングに係る手数料</li> <li>新製品の販売促進に係るデザイン費、版代等（他の補助対象経費と併せて申請する場合のみ）</li> </ul>
新商品販路 開拓事業 （海外）*			海外向け商品の製作*	海外用商品製作に係る以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>試験及び検査等に要する経費</li> <li>試作品等の製作に要する経費</li> <li>専門家に対する謝金</li> <li>翻訳料（新商品の販売促進に係るものを除く）</li> <li>デザイナーに対する委託料、謝金</li> <li>新商品の販売促進に係るデザイン費、翻訳料等（他の補助対象経費と併せて申請する場合のみ）</li> </ul>

## 4. 販路拡大推進事業

支援内容	補助率	対象・限度額	補助対象事業	補助対象経費
商談会等 出展事業	1/2	個別企業 又は グループ 10万円/件	県外、インターネット上で開 催される商談会、見本市、展 示会、物産展等への出展	<ul style="list-style-type: none"> <li>出展料</li> <li>小間等装飾費</li> <li>会場借上げ料</li> <li>会場装飾費</li> <li>旅費</li> <li>運搬料</li> <li>〈条件〉国又は自治体等が主催、共催又は後援するものであること</li> </ul>
海外展開 支援事業*			越境ECサイト等を活用した 海外販路開拓*	<ul style="list-style-type: none"> <li>越境ECサイト等への出店に要する費用</li> <li>海外向け広告費</li> <li>事業計画策定等に係るコンサルティング費</li> <li>商品ページ制作に係る翻訳料</li> <li>越境ECサイト等の作成に要する費用</li> <li>〈補助対象外〉</li> <li>越境ECサイト等での販売に係る費用（販売手数料、商品輸送費等）</li> </ul>

### 【応募資格】

鹿児島市税を滞納していない中小企業者（製造業者）等で、次のいずれにも該当する方

(1) 鹿児島市内に主たる事業所を有する中小企業者又は中小企業者のグループ等であること。

※グループ等の場合、3者以上で構成する中小企業者の3分の2以上が市内に主たる事業所を有すること。

(2) 補助金等交付決定日以降に応募する計画に着手し、当該年度の末日までにその事業を完了できること。

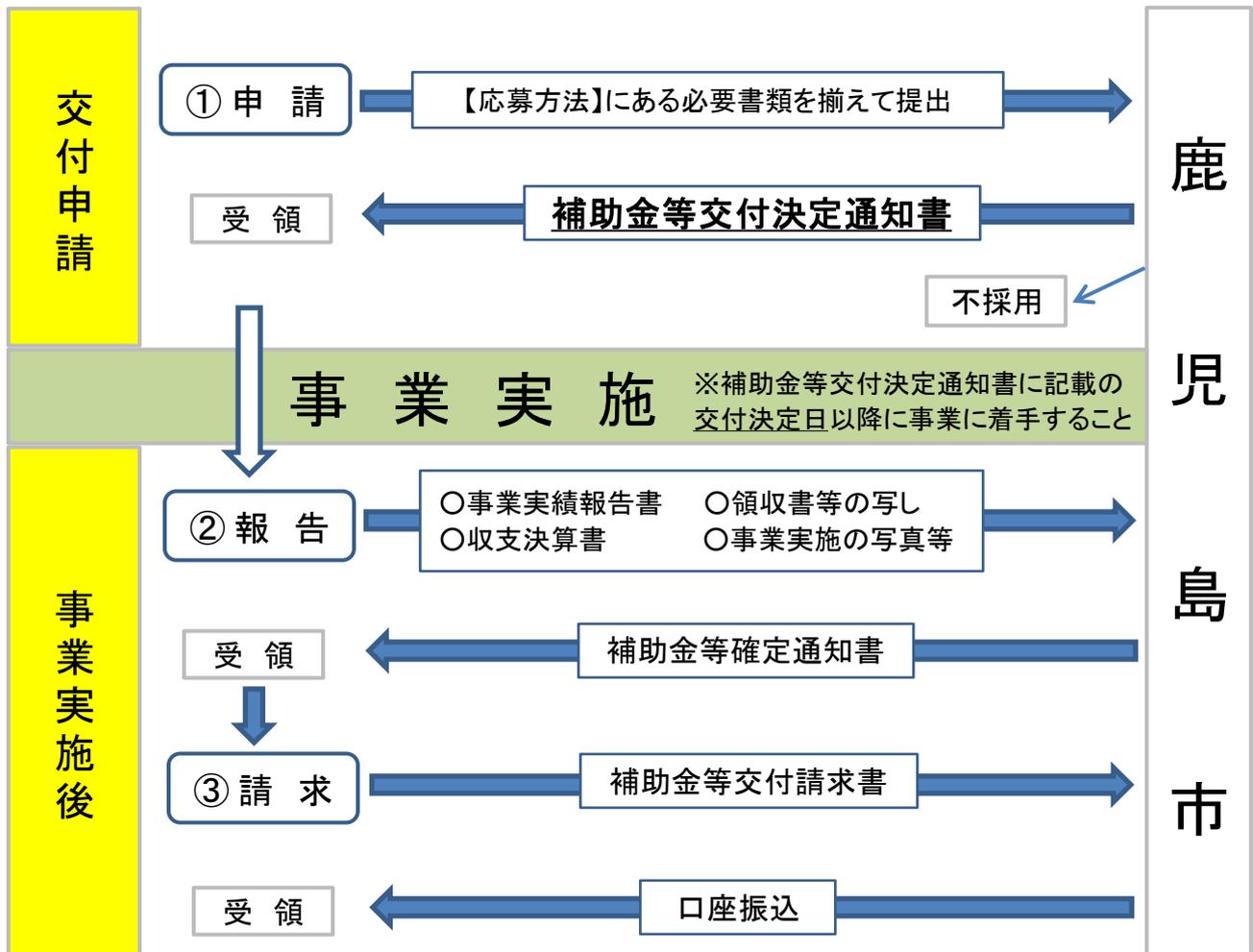
(3) 各事業による補助金を3か年度を超えて受けていないこと。

※「1. 生産性向上支援事業」は、1事業者につき1回限りです。

※1年度内に支援を受けられるのは、2,3,4の支援区分それぞれで1事業までです。

※1年度内に1,2,3,4の支援区分を併用することは可能です。

### 【応募から実績報告までの流れ】



**事業完了後一定期間、実績報告書を提出していただきます。**

応募内容等に虚偽の記載が判明した場合や、応募の要件に該当しなくなった場合、補助金を返還していただきます。

## 【応募方法】

下記の申込書類に必要事項を記入し、必要な資料を添えて、持参、郵送（簡易書留）又は電子申請で提出してください。（電子申請については、鹿児島市ホームページをご確認ください。）

	計画書（応募する事業の様式に記入）	各事業共通
生産性向上支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産性向上支援事業計画書（様式第5）</li> </ul>	①補助金等交付申請書 ②メイドインかごしま支援事業応募用紙（様式第1） ③鹿児島市税納付状況確認に関する同意書（様式第2） ④暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第3） ⑤課税事業者・免税事業者届出書（様式第4） ⑥事業計画や事業費の積算根拠を補足説明する資料（見積書など） ⑦登記簿謄本（発行後3か月以内のもの） ※個人事業主は、住民票の写し（発行後3か月以内のもの） ⑧決算書（直近の貸借対照表及び損益計算書の写し） ※個人事業主は、直近の確定申告書一式の写し ※創業後1年が経過しておらず、決算期末到来の場合は、法人は不要、個人事業主は開業届の写しを提出 ⑨メイドインかごしま支援事業応募用紙（別紙） ※中小企業者のグループ等での応募の場合のみ
経営力強化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営力強化事業〈人材育成・知的財産権等取得〉計画書（様式第6）</li> <li>経営力強化事業〈事業承継〉計画書（様式第7）</li> </ul>	
新製品等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>新製品等開発事業計画書（様式第8）</li> <li>新商品販路開拓事業（海外）計画書（様式第9）</li> </ul>	
販路拡大推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>商談会等出展事業計画書（様式第10）</li> <li>海外展開支援事業計画書（様式第11）</li> </ul>	

※事業計画等に関する相談は、鹿児島市製造業アドバイザー派遣制度（下記）又は鹿児島県よろず支援拠点（電話：099-219-3740）をご利用ください。

## 【注意事項】

- 提出後の応募用紙や資料等の返却、差し替えはできません。
- 提出された応募用紙等は、当支援事業以外の目的で使用することはありません。
- 国、県又は市等が行う他の事業から補助金等の交付を受けている事業は、補助対象となりません。
- 支援決定後に、応募内容等の虚偽の記載が判明したときや、応募の要件に該当しなくなった場合、支援の決定が取り消されます。また、既に受け取っている補助金がある場合、返還していただきます。
- 申し込んだ発明や考案、特別な技術等については、特許申請等の法的保護を行うなど、応募者自身の責任で対処してください。
- 応募内容等が第三者の著作権、工業所有権等に損害を与えた場合は、応募者自身が自己の責任で解決することとなります。市は一切その責めを負いません。

## 鹿児島市製造業アドバイザー派遣制度

※補助金と併用もできます！

製造業者及び製造業グループを対象に、経営の改善や技術の高度化、新商品の開発やデザイン考案、販路開拓、ISOや特許の取得、インボイス制度などについて指導・助言を行う製造業アドバイザーを派遣しています。どうぞお気軽にご利用いただき、企業の発展にお役立てください。

- ◆対象 市内の製造業者及び製造業グループ
- ◆費用 無料
- ◆指導回数 1企業につき年2回まで（1回の時間は3時間以内）
- ◆指導方法 アドバイザーが企業を訪問して、アドバイスします。

製造業アドバイザー派遣制度  
申込書ダウンロード  
(市ホームページ)



### <参考事例>

- ・ ホームページを立ち上げて、ネット販売を始めたい
- ・ 新製品を開発して、売上拡大・販路拡大したい
- ・ 魅力的な商品展示を行いたい
- ・ ICT化、DX化に取り組みたい など